

第 851 回 教育委員会会議録

日時 令和 4 年 2 月 22 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

場所 御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	勝又 英和
3 番 委員	杉山 ゆかり	4 番 委員	大西 孝明
5 番 委員	渡邊 直子	6 番 委員	長田 光男

陪席者

教育部長

教育総務課長

社会教育課長

社会教育課図書館長

教育総務課課長補佐

社会教育課課長補佐

学校給食課副参事

西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長

学校教育課長

学校給食課長

社会教育課主任

学校教育課課長補佐

社会教育課副参事

事務局

教育総務課副参事

教育総務課主任

教育総務課主任

議事

御教議第 2 号

令和 4 年度御殿場市一般会計当初予算について

御教議第 3 号

令和 4 年度組織改編に伴う関係例規の整備について

御教議第 4 号

御殿場市要保護・準要保護児童生徒の認定要領及び内規基準の改正について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
ただ今から御殿場市教育委員会2月定例会を開会いたします。
本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。
それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。
2 番 勝又 英和 委員 と、
3 番 杉山 ゆかり 委員 をお願いいたします。
次に会期であります。本日1日間といたします。
なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

教育長報告

教育長

いよいよ年度末が近づき、修了式や卒業式まで一月を切っています。また、来週には県公立高校の入試が予定されており、1年間の総まとめの時期となっています。子供たちがこの1年間の成長を実感し、達成感を持って年度末を迎えられるようにしたいと考えています。4月からの新たなスタートに、夢や希望を持つためにも良い締めくくりとなるようにしたいです。

新型コロナ感染者の急増の影響を受けて、学級閉鎖となっている学級は入れ代わり立ち代わり発生しています。まん延防止等特別措置が3月6日まで延長されたので、引き続き感染対策を徹底していく必要があります。全体的には、落ち着いた状況になってきています。

1月24日 部長連絡会

1月25日 東部地区教育長会

教育長

新型コロナの感染拡大のため、リモートで行われました。人事異動についての話題が中心でした。

1月26日 教頭人事評価面談

教育長

後期の人事評価の結果を知らせるとともに、学校の課題や次年度の取組等を共有しました。

1月27日 教頭人事評価面談

1月31日 部長連絡会定例記者会見表彰審査委員会
2市3町教育長会

2月1日 園長会

2月3日 市校長会

2月4日 「社会を明るくする運動」推進委員会図書贈呈式

教育長

「社会を明るくする運動」御殿場市推進委員会様より、市内小中学校（分校含む）に、小学校1校当たり39冊、中学校1校当たり52冊、総計714冊と、多くの本を寄贈していただきました。推進委員会を代表して北駿地区保護司会会長・副会長様が来庁し、贈呈式が行われました。

2月7日 部長連絡会

2月8日 庁議

2月11日 御殿場市表彰式

教育長

今年の受賞者は、功労表彰4人、篤行表彰1団体、特別表彰1人でした。教育関係では、教育委員会委員長を5年務められた勝間田喜明様が受賞しました。

2月14日 部長連絡会市議会全員協議会

教育長

新図書館等整備事業における「基本計画及び基本・実施設計業務委託」の受注者の決定を件目としてあげました。

2月15日 市議会臨時会固定資産評価審査委員辞令交付式
園長会

2月16日 御殿場市育英奨学生選考会

教育長

今回は大学への進学希望をしている4人から応募がありました。現在、継続で貸与中の者は、大学生11人、短大生1人、専門生2人となっています。

2月17日 監査委員辞令交付式

2月18日 定例記者会見 庁議 市職員永年勤続表彰式

教育長

市職員・広域行政組合職員の永年勤続表彰が行われました。35年表彰8人、20年表彰15人が受賞しました。

2月21日 部長連絡会市議会定例会

2月22日 定例教育委員会

以上、教育長報告となります。

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

私事になるのですが、20年以上前から朝の運動を始めました。

昨年の4月1日からは、とにかくできる限り朝の運動を続けるという目標を持ちまして、本日328日となります。

20年来、毎朝の運動をしていますと、季節の変化がよく分かるようになります。今、夜明けが徐々に早くなっている状況ですが、急に季節の変化が早くなるというポイントがあります。そこが実は冬から春へのターニングポイントなのかなと感じます。今年もそんな時期があと少しでくるのかなと体感的に感じております。

春ということで昨日からは市議会の三月定例会が始まっております。教育関係では今までにないくらい多くの質問を頂いております。大変ではありますが、教育に関して多くの興味を持って頂いているということで、頑張っております。

本日の議案は3件となっております。慎重審議よろしく申し上げます。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第 2 号 令和 4 年度御殿場市一般会計当初予算について

教育長

それでは、御教議第 2 号「令和 4 年度御殿場市一般会計当初予算について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育部長

只今件目となりました御教議第 2 号令和 4 年度御殿場市一般会計予算についてその概要を説明いたします。

御教議第 2 号資料をご用意ください。

教育部が所管しています一般会計は、幼稚園関係予算の一部を除く 10 款「教育費」となります。

最初に、4 ページのカラーページをお開き下さい。黄色く塗られている、10 款の「歳出予算総額」は 52 億 2 千万円余で、対前年度比で 7 億 4 千万円余の増となりました。

増額の主な要因は、御殿場小学校のリニューアル工事や新図書館・郷土資料館等の造成工事等が開始されることによります。

次の 5 ページからは予算書の事項別明細書を添付してありますが時間の都合上、詳細内容説明につきましては、省略させていただき、本日は、昨年度と変更のあった点について当初予算の主要事業に基づき説明します。

戻っていただき 1 ページをお願いします。

中段、番号 139 は新規事業で令和 2 年度事業で整備を完了したギガスクール構想に基づく一人一台タブレットの教育への有効活用や運用等を支援するための支援員を配置する事業です。

番号 141 が増額されているのは、御殿場小学校校舎のリニューアル工事が始まることによります。

番号 143 が減額されているのは南中学校校舎のリニューアル工事の完了によるものです。

番号 145 の西中の関係は、体育館改築本体工事の最終年度となるため増額となっています。

番号 147 の富士山巡礼路の関係は、既に令和 3 年度で始まっており、静岡県が主となり、御殿場市と裾野市が協力して行う事業です。

2 ページをご覧ください。番号 150 は、玉穂地先に移転予定の新図書館・郷土

資料館本体建設工事前段階として、敷地の造成工事と下流普通河川の整備にかかるものが主なものです。

番号 152 は、文化協会への補助金で、各団体の自立促進等を図らせる目的で増額いたしました。

番号 155 は、西学校給食センターの大規模修繕にかかる経費です。

以上簡単ですが説明といたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただいま御教議第 2 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 2 号「令和 4 年度御殿場市一般会計当初予算について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 3 号

令和 4 年度組織改編に伴う関係例規の整備について

教育長

それでは、御教議第 3 号「令和 4 年度組織改編に伴う関係例規の整備について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 3 号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書 3 ページと、御教議第 3 号資料の 1 ページをお開きください。

今回の議案は、教育委員会と市長部局で令和 4 年度の組織改編を行うのに際しまして、必要となる関係例規の改正を行うものでございます。

それでは、概要について説明します。御教議第 3 号資料の 1 ページをお開きください。

改正の背景ですが、これまで、教育総務課と学校教育課の 2 課で担っていた教育の I C T に係る業務につきまして、一人一台タブレット端末の導入を始めとする I C T 環境の急速な進展に伴い、機器の整備更新への対応や学校現場への対応等が増加する中、今後ますますそのウェートが大きくなっていくことから、3 ページのように、令和 4 年度から教育総務課に「教育 I C T スタッフ」を新たに設置し、学校を始めとする I C T 環境の一層の推進や、計画的な機器整備等に対応できる体制を整えるものです。

また、市長部局の組織改編に伴いまして、教育委員会の定める規則等の改正が必要となることから、あわせて所要の改正を行うものです。

続きまして、今回の例規整備の内容ですが、組織改編に必要な関係例規 4 件の改正を行うものです。

①としましては、御殿場市教育員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきましては、教育総務課に教育 I C T スタッフを設置することに伴いまして、教育総務課の事務分掌を変更する必要が生じたことから、所要の例規改正を行うものです。

②の御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則また③の要綱、④の設置規程につきましては、市長部局においては、「市民スポーツ課」を「スポーツ交流課」に課名変更することに伴いまして、教育委員会の定める規則等に課名の記載がある例規の 3 件を改正するものです。

資料の 4 ページ以降に改正文、新旧対照表を載せてありますのでご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

教育長

ただいま御教議第3号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

長田委員

必要な部署であると思うので進めて行ってほしいとは思いますが、もしわかったら、わかる範囲で教えて頂きたいのですが、どういう人材を配置するのかが、一番、気になるところであります。どのような人をどのように配置して、どのように進めて行くのか構想があるのであれば教えて頂きたいです。

教育総務課長

ただいまのご質問ですが、これから人事の方の内示が3月に行われるところでもあります。今、人員等の配置の作業を行って頂いているところであるとは思いますが、これまで人事の部署に要望しているのは、継続性の問題から、ある程度の経験者、情報政策関係を経験した人材等々を配慮して欲しいと要望しているところでもあります。人員的には3名ほど配置して頂くということで話をしております。

長田委員

学校教育課関係からそちらに誰か行くということは考えていないのですか。そこが連携していないとうまく行かないのかなと思っています。

教育部長

今言われたようなことを楽しみにして頂いて。なるべく前向きな方向で進めているが、この場で言える状況にはありません。

長田委員

楽しみにしています。

教育長

他にご質疑ございますか。

大西委員

「市民スポーツ課」を「スポーツ交流課」に名称変更されたということですが、何が一番メインでかわるのですか。

教育総務課長

この名称変更につきましては、昨年の夏に行われたオリンピックと関係がありまして、オリンピックを専門に推進する課と市民スポーツを推進する課と2つありまして、オリンピック終了にともない組織を発展的に統合させて、スポーツ観光を取り入れてスポーツ交流課というような名称にし、組織改編をするというものです。

教育長

他にご質疑ございますか。では、質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第3号「令和4年度組織改編に伴う関係例規の整備について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第4号

御殿場市要保護・準要保護児童生徒の認定要領及び内規基準の改正について

教育長

それでは、御教議第4号「御殿場市要保護・準要保護児童生徒の認定要領及び内規基準の改正について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第4号につきまして、内容を説明します。

お手元の議案書4ページ、御教議第4号資料につきましては、資料1から資料4までございますのでご用意願います。

今回の議案につきましては、先月の協議会でご意見を伺いました、就学援助の認定要領及び内規の改正につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、これまで倍率1.8倍以内の場合に適用されない内規基準について、認定要領に該当しない場合に適用するという改正を行うものです。また、委員よりご意見を頂きました遺族年金の取り扱いについても、当該収入は含めない旨の改正案を作成しております。そのほか、例規としての体裁を整える所要の変更を行っております。

なお、詳細につきましては、担当統括より説明申し上げます。

教育総務統括

それでは、私より詳細内容の説明を申し上げます。

資料1をご用意ください。まず、1ページ目ですが、こちらの内容は先月の協議会でもお示ししました、現在の判定の流れをまとめた図となります。

こちらの流れでは、最初に生活保護基準の倍率1.8倍かどうかを判定するもので、1.8倍を超えない限り内規での判定ができない流れとなっております。内規基準にあって認定要領にない認定基準があるので、この流れの場合、倍率1.8倍を超えていれば認定されるのに、倍率1.8倍以内であるために認定されないという、不均衡な認定が生じる恐れがあるものです。

続きまして、2ページ目をご覧ください。改正後の基準による判定の流れとなります。これまで、最初に行っていた倍率1.8倍以内かどうかの判定を始めに行わず、まずは、認定要領の適否を確認し、該当しない場合に、次に内規への適否を確認する流れとなります。

これによりまして、これまで内規の判定前に除外されていた、倍率1.8倍以内の方についても、内規基準の適用をすることが可能となります。

なお、要領と内規のいずれにも該当しない場合は、総合的判断により、認定・不

認定をご審議頂く流れとなります。

続きまして3ページ目をご覧ください。改正にあたりましては、1月の協議会でお伝えしたとおり、基準の変更により認定者へ不利益が生じないことと、判定を円滑にすることを前提条件としております。

それでは、改正のポイントが3点ございますので説明します。

まず1点目の「要領の表現を改善」についてですが、これまで項立てであった条文を、条立てにするとともに、例規として必要な整理を行っております。具体的内容は後ほど説明いたします。

続いて2点目の「内規適用範囲を基準倍率1.80倍越えの場合から、要領不適用の場合に変更」についてですが、この改正により、1.8倍以内にも内規を適用できることから、不均衡認定を生じうる制度が是正されることとなるものです。

最後に、「非課税所得については判定収入に含まれないことを明文化」するものです。

理由につきましては、4ページ目をお開きください。遺族年金を始めとする非課税所得ですが、「非課税所得は申告されなければ客観的内容の確認が出来ない」点が、改正理由に挙げられます。つまり、非課税所得を有する同じ世帯であっても、一方は正直に申告した結果不認定、一方は悪意により申告しなかったことで認定という結果が生じる可能性があります。所得状況は課税所得であれば、内容の真偽を公簿により確認することは可能であり、これに偽りがあった場合は、返金等の措置を講ずることも可能です。

しかし、非課税所得は情報を得る事は困難であり、申請者の申請内容のみが確認資料となります。準要保護の認定は、生活委保護を受給できない世帯の教育にかかる費用を援助することが目的であり、生活保護のように対象者のすべての資産を調査することは、権限の面、制度趣旨の面からも望ましくないものと考えます。

非課税所得を含まないとするにより、いままで曖昧であった所得の取り扱いがより明確になり、より公平な認定が期待できるものです。

それでは、具体的な改正内容をご確認頂きたいので資料2をご用意ください。こちらは、改正後の認定要領・内規（案）の全文です。赤字個所が主な改正箇所、当該赤字個所にはコメントを書き込んでおります。

なお、資料3が現行の要領・内規となっておりますので、よろしければご参照頂ければと思います。

資料2の1ページ、第1条をご覧ください。これまでの要領に記述の無かった、認定要領の制定目的や根拠法令を追加しております。

第3条第2号をご覧ください。非課税所得を認定の算定に含まないことを規定しております。

2ページ目を飛ばしまして、3ページ目をお開きください。第4条第2項ですが、内規基準の規定根拠があやふやなところがございましたので、明確に別途定めることを規定したものです。

4 ページをお開きください。こちらは内規基準となります。

まず、第1条に目的根拠を規定しております。

続きまして、第2条第1項で、認定要領に該当しない者が対象となる旨と、あわせて、倍率1.85倍以内であって、所見等から認定が必要であると認められる者を内規により認定できる旨を規定しております。

第4号をご覧ください。総合的判断について規定したもので、要領や内規の具体的な基準に該当しない場合でも個別対応ができるように追記したものです。

以上が主な改正の内容となります。

なお、これ以外に現行の規程で1項、2項、といった項立てであった規定を、第何条というように条立てに変更するとともに、例規的な体裁の修正を行っております（番号の振りなおし（①②の修正や、(1)の下はアイ…でその下が（ア）（イ）…）。

もし御承認が頂けましたら、資料2の規定を3月より施行し、令和4年度認定から適用したいと考えおります。

最後に、ご参考までに資料4で改正後の基準に基づく基準表を作成しましたので、ご確認頂ければと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議願います。

勝又委員

生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けたものですが、1.8倍を超えているということは、上限がわかりませんが所得が多いということだと思います。生活保護に該当しない方についてなぜ保護が必要になるのですか。ギリギリで基準に入らない人と所得が多くて外れた人とあると思いますが、その辺の判断がこれだけではつかないと思うのですが説明をお願いします。

教育総務統括

1.8倍を超えた場合でも汲むべき事情がある場合は、判断のなかで認定を検討できるようにするものです。

勝又委員

そうすると、機械的に判断できる話ではなく、生活保護をギリギリ外れてしまう微妙なラインの方の話になるのですか。

教育総務課長

生活保護の基準につきましては、法律で決められた中で運用されています。

1.8倍ではなく1.5倍でも1倍以上を超えますと生活保護の基準を外れています。そういう中で生活保護を外れた直後は非常に収入が不安定ですので、救っていける部分は救っていききたいというものです。

勝又委員

できるだけ機械的に判断できれば良いのですが。判断と線引きが非常に難しいです。申請をあげてくるということは本当に苦しいとは思っているので、なんとか認めてあげたいとは思いますが、その線引きが委員の肩にかかってくると思うと、我々の負担も大きいような気がします。

教育総務課長

委員のおしゃっていることもよく分かります。機械的に判断できれば良いのですが、その中であってもという事例が想定できるものですから、そういった中でも民生委員の所見や学校の所見を十分吟味できる範囲・余地を残しておきたいなという意味合いもありまして、このような形とさせて頂きました。

長田委員

確実に確定申告をしている方にしか該当しないみたいな条件を付けることはできないのですか。確定申告をしていない限り自分の申告でしかないと思います。世帯の総所得とするとたくさんもらっている人がいるともらえないと思います。世帯の総所得とすると3世帯で全世帯が非課税だとゼロになります。そういう考え方で良いのかわかりませんが、確定申告も難しくないので、確定申告をやってもらって数値を明確にして頂いた方が良いのではという考え方もあるのではないのかと思います。

なかなかそこまでハードルをあげると難しい話になるのかもしれませんが、各家庭の事情もあるので、それぞれの状況から判断するのも一番大事なことだとは思いますが、これを判断して欲しいと言われた時に、もう少し明確で良い方法がないのかなと思ってしまいます。

教育総務統括

収入につきましては、市の方では確定申告の有無にかかわらず、事業所の方から給与支払いの情報が来ますので、公簿で把握することができます。非課税所得の資産まで踏み込んでという話になると、なかなか難しいです。

勝又委員

三世帯同居で世帯分離をして、明らかに親族からの援助を受けて生活をしている人がいて、単独世帯では補助基準に入ってしまうため、判断に困ったという事案を民生委員の方から聞いたことがあります。

校長先生、民生委員の一筆というのは非常に重たいと思います。そういう一筆から伝わってくるものがあります。ある程度判断材料として文面からの判断も良いとは思いますが、ますます線引きというが難しいのかなと思います。

明らかに親からの援助が見えていても証拠がない限りは難しいと思います。

教育長

進行する立場で申し訳ないのですが、民生委員とか校長先生が、かなり丁寧に聞き取りをしたうえで申請はあがってきています。この制度から言えば、今回の提案については、少しでも間口を広げて助けようという意図があります。

勝又委員

この提案の趣旨はわかります。できるだけギリギリの人を救おうというのはわかりますが、その辺の線引きをデジタル処理で明確にできればよいが、とてもアナログ的な面があるため、その判断が委員に委ねられているというのが正直言うところだと思います。

長田委員

そういう話があって、デジタル的に判断しようと話になり、今は定例教育委員会には民生委員・校長先生の所見を定例教育委員会で見ることがなくなったのではないですか。はっきりした線引きを決めてデジタル処理しようということで所見が回って来なくなってしまったと思います。私はあの所見が一番、参考になっていたので、あれだけでも、判断材料として再度添付して頂くのが良いのではないのでしょうか。

勝又委員

デジタル的に判断できるものは、それでよいと思います。アナログ的に処理する必要があるものだけは、そういった資料を添付して議論することが必要だと思います。

教育総務課長

今年度、認定要領内規から確実に判断できるものは機械的に表にしております。機械的に判断できないものについては、個別に民生委員の所見等必要資料を添付してご協議を頂いております。

勝又委員

要件の中に認定時に無職とありますが、この中で承認をうけて決定をして認定をしますが、本当に無職かどうかの確認はやっているということで良いですか。

教育総務課長

学校と連携をしまして、その都度、支払いをしますので、変化があった場合には必要な手続きをして頂いており、認定が外れる場合もあります。

渡邊委員

なかなか自分で声を出しにくい遠慮がちのご家庭もあると思いますので、そういった家庭にも目を向けていく中で、このような方法はとてもありがたいと思います。

資料4の「認定日において無職」と資料2の「申請日において無職」との記載があり、整合が取れていませんがどちらが正しいですか。

教育総務課統括

資料2が誤植になります。資料4の「認定日において無職」が正しいです。訂正をお願いします。

教育長

他にご質疑ございますか。では、ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第4号「御殿場市要保護・準要保護児童生徒の認定要領及び内規基準の改正について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 2 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 1 5 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

2 番委員

3 番委員
